

# 土地改良区だより

〈第18号〉



発行者  
柏崎土地改良区  
(水里ネット柏崎)

柏崎市三和町8番19号

TEL代表 (0257) 22-3855

FAX (0257) 22-2613

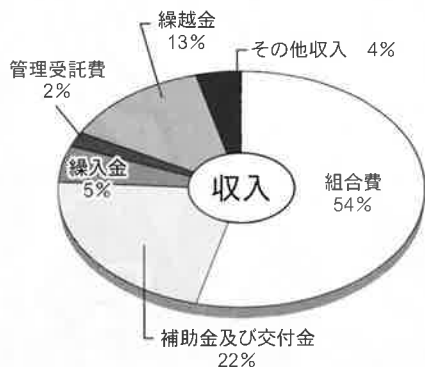
平成29年12月16日発行

[写真:南鯖石]



# 平成28年度決算報告

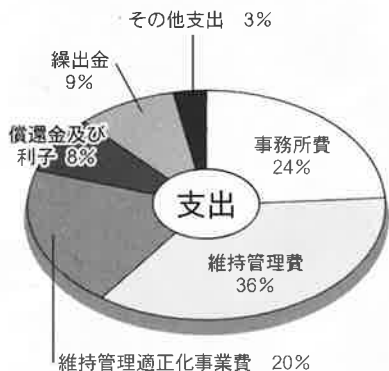
## 一般会計



組合費	183,786 (54%)
補助金及び交付金	75,395 (22%)
繰入金	17,604 (5%)
管理受託費	7,589 (2%)
繰越金	43,542 (13%)
その他収入	13,100 (4%)

**収入総額 341,016**

単位：千円

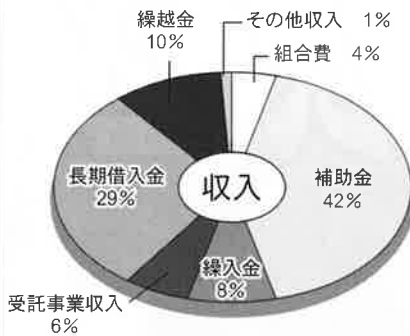


事務所費	73,081 (24%)
維持管理費	106,981 (36%)
維持管理適正化事業費	59,138 (20%)
償還金及び利子	25,460 (8%)
繰入金	25,937 (9%)
その他支出	8,471 (3%)

**支出総額 299,068**

単位：千円

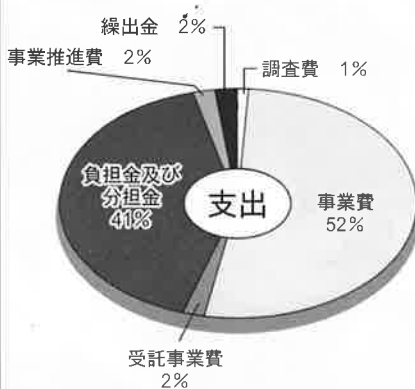
## 事業会計



組合費	17,608 (4%)
補助金	156,877 (42%)
繰入金	29,238 (8%)
受託事業収入	21,668 (6%)
長期借入金	107,830 (29%)
繰越金	37,460 (10%)
その他収入	439 (1%)

**収入総額 371,120**

単位：千円

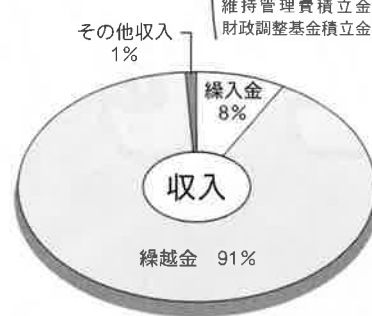


調査費	3,609 (1%)
事業費	165,591 (52%)
受託事業費	6,980 (2%)
負担金及び分担金	129,581 (41%)
事業推進費	6,580 (2%)
繰出金	5,770 (2%)

**支出総額 318,111**

単位：千円

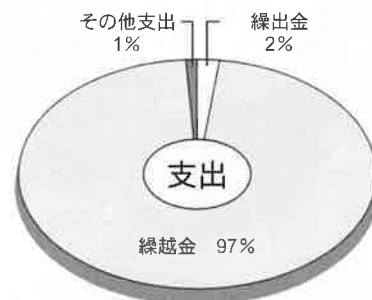
## 積立金会計



繰入金	39,767 (8%)
繰越金	430,685 (91%)
その他収入	1,425 (1%)

**収入総額 471,877**

単位：千円



繰入金	13,740 (2%)
繰越金	457,825 (97%)
その他支出	312 (1%)

**支出総額 471,877**

単位：千円

## 平成28年度 団体営事業として施工完了した工事

### 六ヶ村江水路 安全設備設置工事

着手前

安全柵を設置

竣工



# 平成28年度決算 維持管理事業関係 106,981千円

通常管理事業 105,357千円

管理地区数 38地区 (受益 2920ha)

管理施設 ダム2箇所・頭首工・揚水機場・幹線用水路他

## ○収支の状況

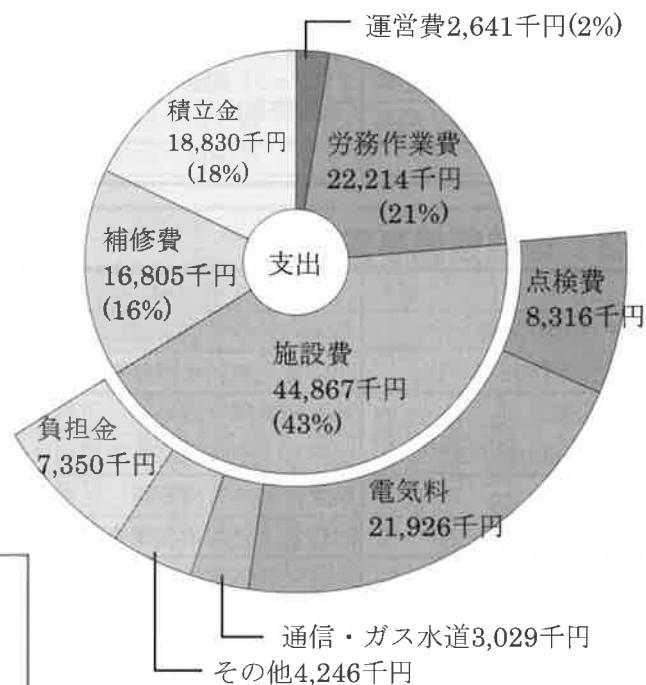
収入から支出を差し引いた形式収支は27,176千円で平成29年度へ繰り越しています。

前年度繰越金を除いた単年度収入108,377千円から単年度支出105,357千円を差し引いた単年度収支は+3,020千円となりました。

既存施設の通常管理のほか、将来の施設補修や現在実施中の国営関連事業の建設事業負担金に充てるため積立を積極的に行っています。

収入合計 132,533千円

支出合計 105,357千円



<b>運営費</b>	会議費、役員手当、雑費など
<b>労務作業費</b>	施設の管理人手当、江浚作業や草刈作業の労務費、機械損料等
<b>施設費</b>	電気料、点検費、通信・ガス水道など
<b>補修費</b>	施設の補修工事費
<b>積立金</b>	将来の施設修繕に備えた積立金の積み増し



水利施設の現地検分(西江地区)



ゲート取替工事(北条地区)



用水路江浚作業(善根堰地区)

修繕支援業務 1,624千円

土地改良区管理施設外となっている農業用施設の小規模補修を4地区実施しました。

# 平成28年度の事業の実施状況

## (1) 国営ダム用水関連事業

単位：千円

地区名	地域	事業名	事業費	主な実施内容とその説明
柏崎1期・2期	柏崎 刈羽 西山	県営かんがい排水事業	346,000	《北条支線》 管水路附帯工 1.0式
				《藤井堰》 西江幹線付帯工1.0式
				《藤井東江》 二つ又分水設計 1.0式、幹線アロケー分L=234m
				《藤井西江》 分水改良工 2箇所、用地買収 1.0式
				《中通幹線》 管水路工 L=19.6m、曾地貯水槽吐出工 1.0式
				《山口幹線》 用地測量、調査設計、河川協議、システム設計 1.0式
				《古町幹線》 用水路工(3次) L=122.8m、システム設計 1.0式
				《刈羽大塚》 管水路工、河川水管橋工 1.0式、河川協議1.0式
		《鯖石川・別山川全域》水管理制御施設・システム整備 1.0式		
吉井1期	柏崎	県営ため池等整備事業	273,000	第1隧道(推進)工 L=456m、取付工 1.0式
善根堰西江	柏崎	団体営	7,970	西江分水改修工 1.0式
曾地	柏崎	プロジェクト支援交付金	45,401	曾地揚水機場工事 1.0式、事業損失調査 1.0式
東江2号	柏崎	(基盤整備促進)	3,072	実施設計業務 1.0式
5地区		計	675,443	

## (2) ほ場整備事業関係

単位：千円

地区名	地域	事業名	事業費	主な実施内容とその説明
善根(飛岡・加納) 【実施7年目】	柏崎	県営経営体育成事業	130,000	暗渠排水 A=20.3ha、換地業務1.0式
		団体営土地利用調整事業	1,000	担い手への農地集積及び推進活動
高田北部 【実施6年目】	柏崎	県営経営体育成事業	25,000	暗渠排水 A=4.35ha、換地処分・登記 1.0式 <b>【事業完了】</b>
		団体営土地利用調整事業	1,000	担い手への農地集積及び推進活動
下田尻 【実施4年目】	柏崎	県営経営体育成事業	157,400	区画整理 A=10.8ha 暗渠排水 A=18.4ha、換地業務 1.0式
		団体営土地利用調整事業	1,000	担い手への農地集積及び推進活動
山室 【実施3年目】	柏崎	県営経営体育成事業	179,000	区画整理 A=13.6ha、ゲート工 1.0式、換地業務 1.0式
		団体営土地利用調整事業	1,000	担い手への農地集積及び推進活動
高田中部 【実施3年目】	柏崎	県営経営体育成事業	225,600	区画整理 A=22.3ha、換地業務 1.0式
		団体営土地利用調整事業	1,000	担い手への農地集積及び推進活動
高田南部 【実施2年目】	柏崎	県営経営体育成事業	259,000	区画整理 A=26.9ha、換地業務 1.0式
		団体営土地利用調整事業	1,000	担い手への農地集積及び推進活動
五日市・内方 【実施1年目】	西山	県営経営体育成事業	335,000	区画整理 A=15.4ha、揚水機場工 1.0式、換地業務 1.0式
		団体営土地利用調整事業	1,000	担い手への農地集積及び推進活動
長嶺 【実施1年目】	西山	県営経営体育成事業	110,000	揚水機場工 1.0式、換地業務 1.0式
		団体営土地利用調整事業	1,000	担い手への農地集積及び推進活動
畔屋 【調査着手】	柏崎	団体営調査設計事業	3,533	事業計画概要書作成業務 1.0式
本条 【調査着手】	柏崎	団体営調査設計事業	3,037	事業計画概要書作成業務 1.0式
10地区		計	1,435,570	

## (3) 中山間地総合整備事業

単位：千円

地区名	地域	事業名	事業費	主な実施内容とその説明
別俣	柏崎	県営中山間総合整備事業	44,760	管理道路復旧工 1.0式、排水路工 L=402.4m <b>【事業完了】</b>
西山内郷	西山	県営中山間総合整備事業	61,753	《別山》完了整備工、換地処分・登記 1.0式 <b>【別山区区完了】</b>
				《上山田・伊毛》暗渠排水工他 A=11.1ha、換地業務1.0式
2地区		計	106,513	

**(4) その他(団体営・県単)関係事業**

単位: 千円

地区名	地域	事業名	事業費	主な実施内容とその説明
西中通	柏崎	農村振興総合整備事業	30,500	下大新田排水路工 L=542.3m 長崎新田用水路工 L=476.5m、事業損失調査1.0式
別保水上	柏崎	農業基盤整備促進事業【定額】	2,200	区画拡大 A=2.5ha
西山大田	西山	農業基盤整備促進事業【定率】	5,100	大崎・浜忠 湧水処理工 1.0式
六ヶ村江	柏崎	農業水利施設安全対策事業	2,400	安全設備設置工 1.0式
本村大池	柏崎	農業水利施設保全合理化事業	7,560	事業計画概要書作成業務 1.0式
刈羽長池	刈羽		7,398	事業計画概要書作成業務 1.0式
日の入池	柏崎		8,000	事業計画概要書作成業務 1.0式
荒井用水路2期	柏崎		2,430	事業計画概要書作成業務 1.0式
吉井揚水機場	柏崎	県単事業	1,620	主ポンプ分解整備 1.0式
新保水管橋	西山		2,430	水管橋取替工 1.0式
別保	柏崎		24,940	区画拡大(14工区) A=13.47ha
11地区		計	94,578	

**(5) 維持管理適正化事業(平成28年度実施地区)**

単位: 千円

地区名	事業費	主な実施内容とその説明
善根頭首工 (柏崎)	18,000	塗装工、巻上機整備 1.0式
新保揚水機場 (西山)	10,000	主ポンプ整備工 3機場
中部第4揚水機場 (刈羽)	10,000	主ポンプ・電動機分解整備 1.0式
十日市揚水機場 (刈羽)	9,000	主ポンプ・電動機分解整備 1.0式
4地区	計	47,000

**市野新田ダムの工事進捗状況**

市野新田ダム堤体の盛立が完了しました

①市野新田ダム建設工事

平成28年9月からコア盛立を開始し、約1年の歳月をかけ、地元集落をはじめ、関係各位のご理解とご協力により、11月6日に無事に堤体盛立工事の完了を迎えることができました。今後、放流設備の工事や堤体天端等の整備を行った後、平成30年12月から数ヶ月間行うダムの安全性を確認する試験湛水を経て、平成31年末に完成する予定です。

②市野新田ダム管理棟建築工事

市野新田ダム管理棟建築工事は、躯体の打設が終了し、現在、3階屋根葺き、外防水塗装を実施中です。今後、内装、建具取付などを実施し、12月に完成する予定です。



(写真は完成予想図)

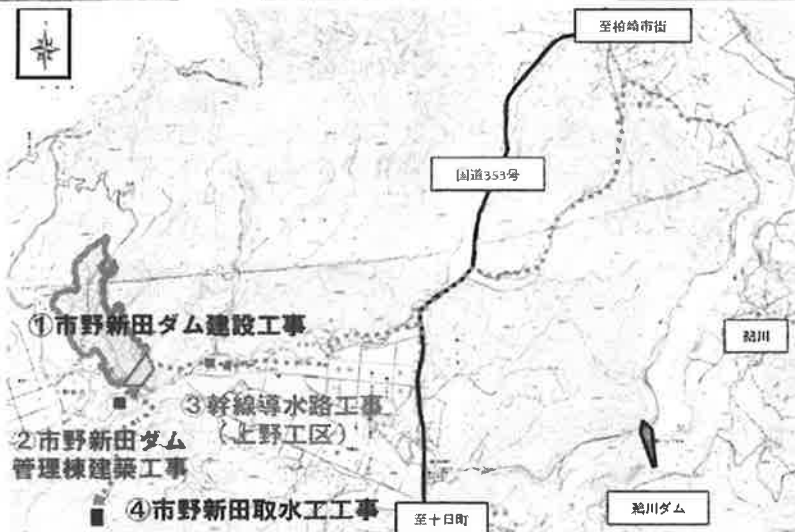
③幹線導水路工事

市道21-132&305号線のパイプライン工事及び関連する付帯工事については10月に完成しました。関係者の皆様におかれましては、幹線導水路工事の実施にご協力いただき、ありがとうございます。(写真は第2沈砂池)



④市野新田取水工工事

市野新田ダムへ鶴川上流部から導水するための取水工の工事については、6月上旬に鶴川を仮渡し、現在、沈砂池築造工、本川取水施設工を実施中です。



市野新田ダム 工事全景11月13日時点(上流右岸側から望む)

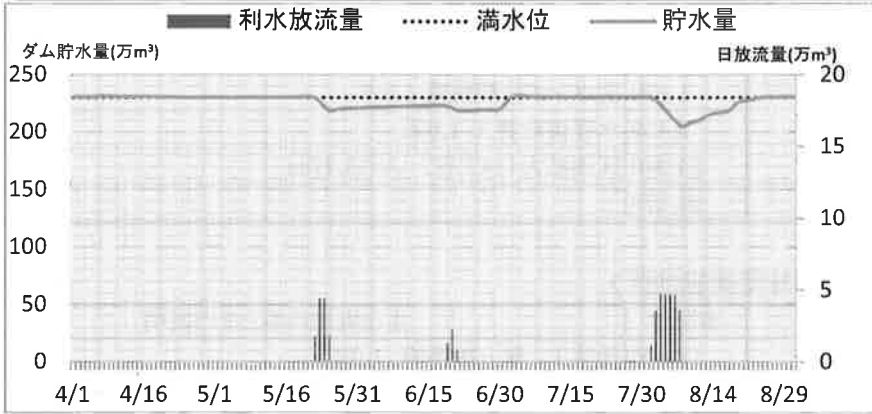
※北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所発行『国営事業だよりH29.11.20』より引用

# 平成29年度 ダム放流実績

平成29年は、5月6月の降雨が少なかったため両ダムとも5月22日に放流を開始し、25日に一旦放流を停止しました。栃ヶ原ダムは、6月にも放流を行い、その後両ダムとも8月上旬の出穂期に8月7日まで放流を行いました。

● 栃ヶ原ダム (有効貯水量230万 $m^3$ )

計画受益面積1,740ha (H29.4現在: 約1,270ha)



**利水放流: 44.0万 $m^3$**

9月以降堤体の調査のため放流を行い、9月27日には貯水量約12万 $m^3$ 、貯水率5%にまで水位を下げました。

その後貯水を行い、11月20日には、貯水率47%に回復しています。

来年1月中には、満水になる見込みです。



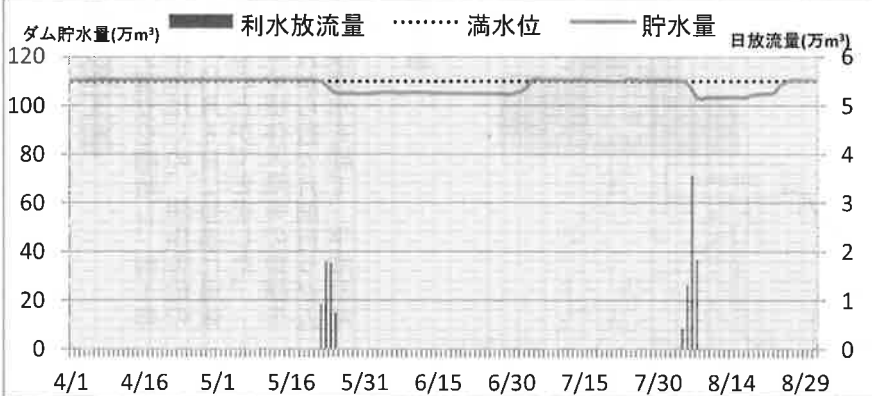
栃ヶ原ダム完成10周年記念式典が10月21日に栃ヶ原ダムで開催され、当時の小中学生が書いた作文の入ったタイムカプセルを掘り起すなど、和やかに行われました。



理事長挨拶(代読: 飛田第二理事)

● 後谷ダム (有効貯水量110万 $m^3$ )

計画受益面積880ha (H29.4現在: 約500ha)



**利水放流: 12.3万 $m^3$**

貯水率100%: (8/31)

5月、6月を除くと降雨が多かったため放流機会が少なく、平成25年度の4.0万 $m^3$ 、平成23年度の10.1万 $m^3$ に次いで供用開始以来3番目に利水放流量の少ない年度になりました。



刈羽小後谷ダム見学



二田小・内郷小後谷ダムモニタリング



# ほ場整備事業の取組みと新たな制度

## ◆ほ場整備事業の実施及び推進状況

(平成29年度)

事業名	地区名	関係集落	面積(ha)	取組状況	進捗状況及び推進計画																						
					年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
中山間地	実施地区	別山	9.1	H28年度完了																							
		西山内郷																									
		上山田	10.9	実施中																							
		伊毛	12.6	H29年度未完了																							
実施地区	実施地区	別 俣	10.4	H27年度完了																							
		久米(須山)																									
		善 根	飛岡外	34.8	H29年度未完了																						
		高田北部	藤橋外	32.6	H28年度完了																						
		下田尻	下田尻	27.5	工事中																						
		山 室	山室・田島	29.9	工事中																						
		高田中部	新道外	37.7	工事中																						
		高田南部	新道外	86.1	工事中																						
		長 嶺	長嶺	28.8	工事中																						
		五日市	五日市・内方	46.3	工事中																						
(小計)			366.7	12地区																							
調査事業地区	調査事業地区	畔 屋	畔屋(沢地)	25.0	調査事業2年目																						
		本 条	十日市・今熊外	38.4	調査事業2年目																						
調査検討地区	調査検討地区	黒 滝	黒滝	30	計画地区(現地調査)																						
		和 田	和田	12.0	計画地区(現地調査)																						
地権検討地区	地権検討地区	山 口	山口	30	調査事業申請準備																						
		上田尻	上田尻	60	検討地区(仮同意)																						
		中越石南郡	与板外4集落	50	推進地区(仮同意)																						
		安 田	鳥越外5集落	80	推進地区(仮同意)																						
		矢 田	矢田	60	検討地区(環境影響評価)																						
		平 井	平井	60	検討地区(仮同意)																						
(小計)			445.4	10地区																							
推進地区	推進地区	西山中部(仮)	池浦外2集落	20	推進地区(説明会)																						
		宮ノ窪	宮ノ窪	35	推進地区																						
		加納(仮)	上・中・下加納	50	推進地区																						
		川東(仮)	野田・下野田	20	推進地区																						
		下方(仮)	下方・横山	50	推進地区																						
(小計)			175	5地区																							
合 計			987.1	27地区																							

## ◆ほ場整備事業の補助要件

### ○一般型事業の補助金と農家負担

区 分	国	県	市町村	農家
一般型(中山間区域)	55%	27.5%	10%	7.5%

※新潟県では、県の政策プラン目標である「整備済み農地の農地集積率100%」の施策誘導を進めるため、事業完了後の認定農業者への農地集積割合に応じて下記の促進費(助成金)が交付されることになりました。

### ○農地集積・集約率により促進費の助成

担い手への農地の集積率が75%~95%以上あれば5%~6%、さらに、その集積が2haの連坦化80%以上あれば0.5%~1.5%の促進費が事業完了後の実績確認後に助成を受けられます。このことにより、事業完了後になりますが農家負担の軽減を図ることができます。

### ☆新たな整備事業 (農地中間管理機構関連農地整備事業の概要)

今後、農家の高齢化に伴い、農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、借り受けられないおそれがあります。一方、機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として担い手への農地の集積・集約化が進まず農地が荒廃する可能性があります。

このため、機構が借り入れる農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに事業実施可能な仕組みが創設されます。

#### 【実施要件】

- ・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
  - ・事業対象農地面積：10ha以上(中山間地域は5ha以上) 柏崎市は5ha以上、刈羽村は10ha以上
  - ・農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年以上あること
  - ・事業対象農地の80%以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること
  - ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上すること
- 上記事業では、相続未登記の農地は農地中間管理権が設定されないため対象外になります。

※ 国では平成35年までに、担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるように農地集積を推進しています。

地域や集落の農業を将来どうしていったらいいか、皆さんで検討されてはいかがでしょうか。

# 組合員のみなさまへ



**チェックがつけば届出を！！** 締め切りは3月末です。

## 組合員に変更があるとき

- 農地の移動（売買、交換、農業委員会等での貸借契約及びその解除）
  - 組合員の名義変更（贈与、農業者年金受給、老齢等での経営移譲、死亡による相続等）
  - 組合員の住所や電話番号の変更
  - 賦課金の口座振替の名義及び指定口座番号の変更
- 「組合員資格得喪通知書」を提出して下さい。用紙は土地改良区にあります。

## 農地を転用するとき

- 農地を農地以外(宅地、山林等)にするとき
  - 使用目的を変更するとき(田から畑へ)
  - 公共事業で用地買収されたとき(道路等)
- 手続きに必要な用紙は土地改良区にあります。

他の公的機関(市役所・役場・農協・法務局など)で手続きをおこなっても、土地改良区に手続きがなければ台帳は修正されませんのでご注意下さい。



## 滞納賦課金は新資格者が負担

滞納賦課金のある土地の権利を取得する場合は、土地改良法により、新しい資格者にその納入義務が生じます。競売の場合も同様です。トラブルを避けるためにも、必ず土地改良区に確認をお願いします。



## 農業所得を申告される組合員様へ

1年間にかかった土地改良区費をお知らせします。必要な方はご連絡下さい。

## 賦課金の納入は、口座振替が便利です

お手続きに必要な用紙をお送りします。下記までご連絡ください。

(お手続きからご利用までに1ヶ月程度かかります。)

下記の金融機関から口座引落ができます。

- ・ 第四銀行 ・ 北越銀行 ・ 大光銀行 ・ 柏崎信用金庫 ・ 新潟縣信用組合
- ・ 新潟大栄信用組合 ・ 新潟県労働金庫 ・ JAバンク新潟 ・ ゆうちょ銀行



(問い合わせ先) 柏崎土地改良区総務課 ☎0257-22-3855



# 土地改良区 しりーず

土地改良区に入っ  
ているといいこと  
があるの？




土地改良区の地区に入った土地は、農地転用等によって農地でなくなる限り、土地改良区から抜けることができません。しかし、土地改良区に入っていると、ほ場整備によって条件の良い田にできたり、施設の補修が必要になったときなどにも各種補助事業に取り組むことができ、負担軽減が図られます。



いつまで賦課金  
を払うの？

土地改良区の地区に入った田んぼや畑は、農地転用等で農地でなくなるまで、賦課金の対象になります。支払い義務のあるのは、その農地の「組合員」です。「組合員」は、第12号でお話したように、土地の所有者と、その土地から収益をあげている人のうち、どちらがなってもよいことになっています。

次号につづく 

ホームページも、よかったら覗いてみて下さい。

<http://www.kashiwazaki-dokai.jp/>



## 第10回 臨時総代会開催

## 一土地改良区の体制強化を！！一

11月17日、柏崎土地改良区会議室において、改選後初となる第10回臨時総代会が開催されました。総代定数80名のうち57名の出席、出席率71.3%。議長、第3選挙区柏崎市上方の金子武彦氏。28年度決算を中心に、29年度補正予算、定款、規約、管理規程の変更等全議件17件が承認、可決されました。大平柏崎地域振興局農業振興部長から来賓祝辞を頂戴し、農林水産省では、米一辺倒からの脱却、本格的な畑作化、園芸への転換といった政策が掲げられているというお話がありました。当管内でも、ほ場整備実施にあたり、高収益作物の導入がますます求められるようになります。



(決算報告は、2頁)

**本土地改良区の保有する個人情報の本土地改良区定款第4条に規定する事業の円滑な実施のために利用します。**

\*定款第4条に規定する事業・・・区画整理事業、かんがい排水事業、農道整備事業、老朽ため池整備事業、暗渠排水事業、維持管理事業、災害復旧事業、土地改良施設の管理、土地改良事業の業務・測量・調査・設計・換地事務・登記事務、農地中間管理機構からの委託事業、施設の他目的使用業務、区画整理と一体的に行う交換分合事業、経営体育成促進換地等調整事業

### ○個人情報に関する手続きについて

①データの閲覧を希望される場合は、ご本人確認をさせていただきます。

(運転免許証・健康保険証などの提示)

②個人データの開示等を求める場合

開示等の求めを行う旨及び求めの内容を記載した書面を提出して下さい。請求者がご本人の場合は、ご本人確認をさせていただきます。(運転免許証・健康保険証などの提示) 代理人の場合は、本人の印鑑証明(交付日より3か月以内のもの)付きの委任状又は本人が確認できる書類(運転免許証・健康保険証など)の写し付きの委任状が必要です。

③他人のデータの提供を受けるには、ご本人の書面による同意書が必要になります。(例えば、集落内農地に関わる個人情報の提供を、町内会長などが求める場合など。)

\*組合員の資格変更や住所変更などは、今まで通りの書類を提出して下さい。(本人確認のための書類は必要ありません。)



～土地改良区事務所 案内図～  
〒945-0034 柏崎市三和町8番19号  
TEL(0257)22-3855 FAX(0257)22-2613

